**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市駿河区丸子二丁目一三二番地、最後の住所静岡県静岡市葵区西ヶ谷九五番地
被相続人　亡　松村美佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永野　海

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市緑区桶狭間清水山一九〇六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　池田孝一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号　三博ビル九階関口宗男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　宗男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県津市木造町八三四番地二、最後の住所三重県津市木造町五四九番地
被相続人　亡　中野　清宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

三重県津市久居万町八三七番地
相続財産管理人　司法書士　前川　明彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県新見市正田一四六番地、最後の住所大阪市中央区徳井町二丁目二番一一―四〇四号
被相続人　亡　古屋　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
相続財産管理人　弁護士　川瀬まやな

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府八尾市小畑町二丁目六一番地四、最後の住所大阪府八尾市小畑町二丁目六一番地の四
被相続人　亡　吉澤　順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
相続財産管理人　弁護士　橘髙　悠一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県明石市北王子町五番地一〇、最後の住所神戸市須磨区多井畑南町四番地の一グループホームたんぽぽ
被相続人　亡　山﨑　絢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル四階あいおい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大槻　倫子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県海草郡下津町大字下津五三七番地、最後の住所不明
被相続人　亡　脇本タマヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

和歌山県海南市下津町上三二番地四
相続財産管理人　南口　暢宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県岡山市北区建部町鶴田七二番地一、最後の住所岡山市南区新保七一二番地七、登記記録上の住所岡山市藤田五〇九番地
被相続人　亡　横原　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

岡山県倉敷市真備町上二万二五一六番地二
相続財産管理人　司法書士　田淵　元之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県福山市本庄町中四丁目一一八四番地の二、最後の住所広島県福山市霞町二丁目二番二五号
被相続人　亡　塚本　伍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所広島県福山市若松町六番一一号弁護士法人ばらのまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　瀬尾　義裕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県徳島市中洲町三丁目七番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　武市　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

徳島県徳島市新蔵町一丁目九三番地和泉ビル三階　小倉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小倉　正人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県吉野川市川島町川島六〇六番地、最後の住所徳島県吉野川市山川町前川二一三番地一七
被相続人　亡　山野井敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所徳島市東出来島町三五番地
相続財産管理人
司法書士　中瀬晴行こと　河野　晴行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県萩市大字椿東六四七三番地、最後の住所福岡市中央区港一丁目二番一八―八〇三号
被相続人　亡　玉田　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所福岡市中央区大手門二丁目九番二九号エクセラン大手門ビル二〇四号
相続財産管理人　司法書士　池田みどり

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡市南区寺塚一丁目二七番、最後の住所福岡市南区大池二丁目一六番二五―三〇一号
被相続人　亡　木村　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

福岡市中央区天神二丁目一四番八号福岡天神センタービル三階
相続財産管理人　司法書士　稗田　大祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都練馬区氷川台四丁目一四五番地、最後の住所福岡県福岡市南区花畑二丁目三二番五―二〇五号
被相続人　亡　内藤　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

福岡県福岡市中央区大宮二丁目六番一一号第14泰平ビル五階一号平尾駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　沙藤　達哉